国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
(安全保障輸出管理副統括責任者)
第７条　本学に、安全保障輸出管理副統括責任者(以下「副統括責任者」という。)を置き、理事(教育担当)、理事(経営・企画担当)及び理事(総務・渉外担当)の各理事をもって充てる。
２　(略)
(安全保障管理室)
第８条　(略)
２　(略)
３　管理室に関する事務は、学務課国際交流室の協力を得て、研究支援課において処理する。
(安全保障管理室長)
第９条　管理室に、安全保障管理室長(以下「管理室長」という。)を置き、次長のうちから統括責任者が指名する者をもって充てる。
２　(略)

別表(第10条関係)
<table>
<tr><th>担当地区</th><th>安全保障管理マネージャー</th></tr>
<tr><td>本部地区</td><td>研究支援課長</td></tr>
<tr><td>府中地区</td><td>府中地区事務部事務長</td></tr>
<tr><td>小金井地区</td><td>小金井地区事務部事務長</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則
(安全保障輸出管理副統括責任者)
第７条　本学に、安全保障輸出管理副統括責任者(以下「副統括責任者」という。)を置き、理事(教育担当)及び理事(総務・経営企画)の各理事をもって充てる。
２　(略)
(安全保障管理室)
第８条　(略)
２　(略)
３　管理室に関する事務は、学務部学務課国際交流室の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課において処理する。
(安全保障管理室長)
第９条　管理室に、安全保障管理室長(以下「管理室長」という。)を置き、研究・財務戦略部長をもって充てる。
２　(略)

別表(第10条関係)
<table>
<tr><th>担当地区</th><th>安全保障管理マネージャー</th></tr>
<tr><td>本部地区</td><td>研究・財務戦略部研究支援課長</td></tr>
<tr><td>府中地区</td><td>府中地区事務部事務部長</td></tr>
<tr><td>小金井地区</td><td>小金井地区事務部事務部長</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。